

○赤磐市商工業起業家奨励金交付要綱

平成18年3月31日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、商工業を新たに創業した起業家が、将来にわたり専業として商工業経営を続け、自信と誇りを持った経営を確立するとともに、地域商工業発展の中核者として育成するため、予算の範囲内において、赤磐市商工業起業家奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、赤磐市補助金等交付規則（平成17年赤磐市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業家 赤磐市内に住所を有し、新たに赤磐市内で商工業を創業した個人及び法人をいう。
- (2) 創業の日 個人の場合にあつては創業の日（開業届記載の開業日）、法人の場合にあつては法人登記の日をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当する起業家とする。

- (1) 申請時、赤磐商工会員であり、創業の日から一箇年以上経過かつ市内に事業所を置き、開業届を提出している個人であり、市税の滞納がない起業家
- (2) 申請時、赤磐商工会員であり、法人登記を行つて一箇年以上を経過している法人であつて、市税の滞納がない起業家

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる起業家は交付対象者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する起業家
- (2) 法人においては、社名又は代表者変更となる起業家
- (3) 親に代わつて、子及び親族が経営者となる起業家
- (4) 仮設テント、仮設店舗で事業を行う起業家
- (5) その他市長が適切でないと判断する事業を行う起業家

(交付額)

第4条 奨励金の額は、1件につき個人10万円、法人25万円とする。ただし、交付は個人、法人を通して1回に限る。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、起業の日から2年以内に、赤磐市商工業起業家奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、奨励金の交付申請があったときは、その内容について審査し、適当であると認めるときは、奨励金の額を決定し、赤磐市商工業起業家奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金の交付は、交付決定後速やかに行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成17年4月1日以降に創業した起業家から適用する。

附 則(平成22年6月1日告示第49号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日告示第13号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月28日告示第11号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 住所

(ふりがな)

氏名 ㊦

年 月 日生(歳)

赤磐市商工業起業家奨励金交付申請書

赤磐市商工業起業家奨励金交付要綱第5条の規定により赤磐市商工業起業奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類 経営計画表(別紙)

市税の完納証明書

赤磐商工会員である証明(加入日、商工会費支払日明記)

個人の開業届出書の写し
(法人の場合は法人登記簿謄本の写し)

決算書類、申告書等の写し

その他市長が必要と認める書類

別紙

経 営 計 画 表

職歴	期 間		
	勤 務 先		
起 業 年 月 日		年 月 日	
商工会会員となった年月日		年 月 日	
経営規模	職 種 等		
	(規模を内数で記入)		
本人の経営計画	時 期	就 業 時	3 年 後
	職 種 等		
	規 模		
	売 上 額(千円)		
	所 得 額(千円)		
経営拡大計画	時 期		
	規 模		
	備 考		
特記事項			

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

赤磐市長

赤磐市商工業起業家奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった赤磐市商工業起業家奨励金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付額

円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)